

令和5年3月31日付け目黒区告示第242号（令和5年度労働報酬下限額の決定）の一部を次のように改正する。

令和5年11月1日

目黒区長 青木英二

1 改正内容

業務委託契約及び協定（目黒区公契約条例第7条第2項第2号）に定める契約に係る令和5年度労働報酬下限額「1,110円」を「1,113円」に改正する。

2 適用年月日

令和5年11月1日